

令和5年度
我孫子市景観審議会
会議録

令和6年2月15日（木）

(1)会議の名称	令和5年度我孫子市景観審議会							
(2)開催日時	令和6年2月15日(木) 午後2時～午後4時							
(3)開催場所	我孫子市役所 分館大会議室							
(4)出席又は欠席した委員 その他会議 に出席した 者の氏名 出：出席 欠：欠席	委員							
	出	馬場広太	出	荒井歩 (会長)	欠	岡部明子	出	鈴木亮平
	出	野口修 (副会長)	出	今野法生	出	堀茂幸	出	新井伸也
	星野市長 事務局(都市部 都市計画課 景観推進室) 中場部長、林課長(兼)景観推進室長、沼崎課長補佐、 川添主任、幸元主任主事							
(5)次第	1. 開会 2. 市長挨拶 3. 委員の紹介および会長・副会長の選出 4. 議題『景観形成基本計画等の見直しについて』 5. 開会							
(6)公開・非公開の別	公開							
(7)傍聴人の数	0名							
(8)会議の内容	次のとおり							

会議録(1.開会、2.市長挨拶、3.委員の紹介および会長・副会長の選出は省略)

【荒井会長】ここから審議に移らせていただきます。議題となっております『我孫子市景観形成基本計画等の見直し』について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】（議題説明）

【事務局】続いて、馬場委員から事前に頂戴したご質問について、事務局から回答させていただきます。

ご質問の1点目、『「計画期間」とは「計画の実施期間」を示しているのか。』については、お見込みのとおり「計画の実施期間」を指します。

2点目の『「我孫子新田地区地区計画」では、どのような観光関連施設の立地を誘導するのか。手賀沼公園の貸しボートが景観上良くないと思う。』については、「我孫子新田地区地区計画」では、展望施設や飲食店、土産物販売店、レンタサイクル店などの手賀沼を有効利用する民間の観光関連施設の立地を誘導しています。手賀沼ふれあいライン沿いに建てる建築物の最高高さは12mに制限し、手賀沼への眺望に配慮しています。なお、貸しボートは、届出や景観形成基準の対象外になりますが、貸しボート屋の建築物については、今後建て替える場合には届出の対象となり、景観計画で定める基準が適用されます。

3点目、『行為制限の基準は、法律に定められた基準なのか。』については、景観法には具体的な基準の定めはありませんが、「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を景観計画の中で定めることができる」と規定しているため、景観法で規定する「景観行政団体」となっている市町村が、景観計画のなかでそれぞれの景観づくりの方針に基づき基準を定めています。

4点目の『届出を行えば①自然・田園景観ゾーンでの高さ20mで床面積10a（アール）の倉庫、②高さ5mで長さ30mの擁壁は建設可能か。』については、景観法の届出は、色彩などの景観形成基準に適合しているか審査するためのものであり、建設の可否は都市計画法や建築基準法など他法令の規定に基づいて審査・判断するものになります。他法令の要件を満たせば、①や②の建設は可能です。

最後に、5点目の『伐採面積の中には、間伐の面積も入るか。』については、樹林地の維持管理のための間伐は入りません。宅地とするときなど面的に行う木竹の伐採を対象としています。

以上が回答となります。

次に、本日欠席されている岡部委員から事前に頂戴した、今審議会の議題に対するご意見を紹介します。文言や図の修正に関するご意見については、事務局の方で対応させていただきます。

岡部委員から、『景観計画の主体性、一貫性を前面に出すべき』というご意見をいただきました。今回お示しした素案では、計画を見直す理由として最初に上位計画や市の施策との整合を挙げていますが、見直しの入り口は景観形成上の状況変化への対応とし、それが上位計画や他の施策と整合している、という構成にすべきではないかとのことのご意見です。

また、今後検討していく「色彩基準」について、数値での誘導には限界があるので、色彩基準のモデル的な建物をつくり、それを参照して指導していくと良いとのことのご意見を頂戴しました。

さらに、杉村楚人冠らによる歴史的な景観保全の経緯に関する記述がほしいとのことのご意見を頂戴しました。

岡部委員からのご意見は以上です。

【荒井会長】事前の質問に対する回答が事務局からありました。馬場委員、よろしいでしょうか。

【馬場委員】手賀沼が綺麗で「水辺のまち」というのが我孫子の姿です。手賀沼の活用として水上アクティビティが挙げられることがありますが、手賀沼の水質改善が充分ではないこともあり、こうした活用は難しいと思います。手賀沼は市民の憩いの場であることが重要だと思います。

【事務局】手賀沼の水質浄化に向けて、国や千葉県と連携して北千葉導水事業や下水道整備などを行っているところです。

手賀沼遊歩道からの手賀沼の眺めは重要です。また、眺望だけでなく、水辺や水上で遊べる・体験できるということも手賀沼がある本市の強みです。関係課と連携を図りながら、引き続き手賀沼の活用を進めていくとともに、景観づくりにおいても手賀沼とその水辺の景観を重要視していきたいと思います。

【荒井会長】手賀沼自体の眺めも考える必要がありますね。

【堀委員】 現行の手賀沼ふれあいライン特定地区は、特別な位置づけがされていたのでしょうか。

【事務局】 手賀沼ふれあいライン特定地区の区域のほとんどは、改定後も「手賀沼景観重点地区」として他の区域よりも厳しい基準を定めて景観形成を図っていきます。ただし、地域によって、谷津ミュージアムのような緑を保全する場所もあれば、若松通りのように店舗が立ち並ぶような場所もありますので、一律の基準を設けるのではなく、土地利用の役割に応じた基準が定められるよう区域を4つに細分化しました。

【堀委員】 改定後の「手賀沼景観重点地区」に含まれるのは市の我孫子地区と天王台地区のみですか。

【事務局】 現行計画では、駅を中心に市域を5つの地区に分けていましたが、改定後はこうした分け方はしない考えです。「手賀沼景観重点地区」の区域は、手賀沼の対岸からの眺望や手賀沼の活用に関する市の施策展開などを踏まえて設定したものです。

【堀委員】 現行計画の5つの地区別方針は残りますか。

【事務局】 残りません。

【荒井会長】 上位計画の都市計画マスタープランに即して景観計画を改定するという理由は市民に伝わりにくいものです。上位計画との関係性は丁寧に説明した方が良いです。都市計画や土地利用に基づくエリア分けは、住んでいる人からすれば馴染みのない情報であるため、切り離されたと感じることもあります。重点地区以外のゾーンの説明は特に必要で、重点地区以外は何もしてもらえないのかと思われる可能性があるため、景観形成の方針を丁寧に説明することが求められます。

【事務局】 市民・事業者の皆さんの視点に立った分かりやすい計画となるよう改善したいと思います。

【野口委員】看板の規制は、新しく設置するものだけが厳しい基準を受けることになります。基準に適合していない既存不適格物件が残り続けていくことが問題で、何かしら手助けや撤去するための働きかけはあるのでしょうか。ない限りは、不平等の意識が生まれてしまいます。

【事務局】看板に関しては、千葉県屋外広告物条例に上乘せして景観形成基本計画で厳しい基準を設けています。千葉県屋外広告物条例の許可期間は1～3年で許可の更新が必要であるため、更新手続きの際に既存不適格で基準に適合していないことを事業者へ毎回伝えていきます。また、届出等の手続きを行わずに基準に適合しない屋外広告物を設置した事業者に対しては、是正計画書を提出させ、指導を行っています。撤去を強制することは法令上難しいため、事業者に対し、基準に適合したものとするよう繰り返し働きかけを行っている状況です。

【野口委員】景観の届出の中で確認申請など基準に適合しないものは受理しないということはいませんか。

【事務局】千葉県屋外広告物条例では、他法令の基準に適合していることが許可の要件となるため、屋外広告物を新設するときは他法令の基準に適合しているかチェックしています。

【鈴木委員】社会情勢や手賀沼を取り巻く環境の変化を踏まえて新しい景観をつくるという意味を最初に強く打ち出すと、市民にとってわかりやすいと思います。

また、太陽光発電設備についてパネルの色彩基準を設定していますが、色彩基準でどうにかできるのか疑問です。手賀沼沿いに太陽光パネルが設置されるとインパクトが大きく、景観も大きく変わるため、特に手賀沼景観重点地区は設置のコントロールが重要です。看板は、商業活性化と景観のバランスが大事ですが、太陽光発電設備は農業の「活性化」ではなく「衰退」となるので、農業と景観のバランスが難しいと思います。営農が継続されることは、景観にとっても望ましいため、農政部局との連携が大切ではないでしょうか。農業振興施策に関する連携などはありますか。

【事務局】太陽光発電設備の設置は国が推進しているところですが、山林を伐採しての太陽光パネルの設置や農地への設置などによる問題が全国的に生じています。太陽光パネルの設置を制限することは難しいですが、「我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例」では、現行の手賀沼ふれあいライン特定地区を太陽光発電設備設置の「自粛を要請する区域」とし、太陽光パネルの設置を控えるよう事業者へ周知しています。

最近では、色付きの太陽光パネルが製品化されています。色彩をコントロールできるよう今回の素案では色彩基準を盛り込みました。

農政部局との連携ですが、市の農政課では、農業従事者の減少による耕作放棄地の増加を課題としており、新規就農者を支援しています。営農が続くと太陽光発電設備の設置を抑えられ、景観の保全にもつながるというメリットを共有しながら、農政課と連携を図りたいと思います。また、規制について補足しますと、手賀沼ふれあいラインの南側は農用地域となっており、太陽光発電設備の設置は厳しく制限されています。

【荒井会長】我孫子市は、ゼロカーボンシティに向けて取り組んでいる市です。温暖化対策や生物多様性のさまざまな活動の中で、太陽光発電設備の規制はできなくても、ゾーニングすることによって、ここは景観を重視している区域であると示していくことによって抑制できることもあるのではないのでしょうか。

【馬場委員】我孫子新田・高野山新田エリアは、耕作放棄地が多くあります。また、昨年大雨でハケの道の斜面が崩れたこともあります。SNSが普及しており、良い情報も悪い情報もすぐ出回るので危惧しています。間伐など適切に対応しなければ被害は大きくなると思いますが、何か市の対応策はあるのでしょうか。

【事務局】市では、我孫子の特徴である手賀沼沿いの斜面林を条例で保全しています。また、保全樹木や保全樹木の所有者の方に助成金を交付し、樹木の適切な管理を支援しています。

【堀委員】我孫子の景観を育てる会として我孫子のいろいろ八景などの普及啓発の取り組みをしていて感じるのは、景観には歴史や文化的な側面があり、市民の関心が高

い分野だということです。市民の景観への期待は大きいですが、具体的な事業や施策をどこが所管しているのかがわかりにくいので、そこを詳しく示すといいと思います。

【荒井会長】手賀沼景観重点地区の屋外広告物は、検証も踏まえて規制を厳しく設定しており、市として頑張っている姿勢がうかがえました。我孫子市の特徴として押し出してほしいと思います。

素案の構成に関しては、市民に読んでもらうことを考えると、第2章に書かれている我孫子市の景観の特徴から入った方が市民としては読みやすいと思います。そのあとに第1章に書かれている改定のビジョンが続き、その中に景観づくりの目標を入れます。次に景観の拠点ではなく、景観の全体像や景観形成基準を説明し、重点地区を説明するという並べ方だと伝わり方が変わってきます。

計画期間の書き方について工夫が必要です。PDCAサイクルを意識して、景観審議会などで計画の進捗等を評価し、先に進むとすると市民も安心するのではないのでしょうか。

第2章はもっと押し出した方がいいところです。5、6ページで我孫子の特徴を説明する際に、西部・東部に分けて景観資源の所在などを説明すると都市計画マスタープランの書き方と揃うため整合が図れます。

9ページは、目標についての説明が必要です。目標が出た背景があり、目標が生まれ、それに向けた今後の展開や基本方針がでてくるものです。前段の特性を踏まえてこの目標が出たという書き込みを行い、課題に対する基本方針を示すように整理した方がいいと思います。

11、12ページの景観計画の区域図では、ゾーンの説明をしつつ、具体例を挙げると市民にとって、自分が住んでいる地域がどのような方針なのかわかりやすくなります。

屋外広告物に関して、基準に適合しない広告物については何度も繰り返し指導していくことが大切ですが、それと同時にほめることも効果的です。その地域が目指すイメージに合った良い広告物をほめて、周りに見せながらイメージを共有していく方法もあります。宣伝効果もあるため、商業活性化にもつながっていきます。

【事務局】たくさんのご意見ありがとうございます。ご意見を参考に市民の目線をより意識して作成していきます。

【荒井会長】我孫子市はLINEを活用して情報を発信しています。改定後の計画が決定してから発表するのではなく、改定の経過や他の景観の取り組み状況などを適宜発信していくことで、若い人に見てもらうことができますし、市民の皆さんの関心を高めることにもつながると思います。

【今野委員】ゾーニングがどういった意図でされているのか気になります。岡発戸・都部の谷津が、我孫子ゴルフ倶楽部を間に挟んで「手賀沼沿い自然・田園エリア」に含まれる理由がわかりません。手賀沼沿いの農地との一体性がわかりにくく、なぜ自然・田園ゾーンではないのかと疑問に感じます。

また、計画の進捗の確認は必要ですので、計画期間は定めた方がいいと思います。

【事務局】市民・事業者・行政が協力して景観形成に取り組むため、我孫子市の景観づくりの方針や手法を共有できる計画となるよう見直していきます。ゾーン分けは、行為の制限にもつながっていく部分であるため、ご意見を踏まえて再考したいと思います。また、計画期間については、景観は長い年月をかけて形成していくものであるため、設定が難しいところがありますが、計画の進捗確認は重要であるため、検討したいと思います。

【荒井会長】景観は他の計画のさまざまな要素を含んでいるため、関連計画との関係性をはっきりさせた方がいいと思います。

他にご意見がある方はいらっしゃいますか。

(意見なし)

ご意見がないようですので、これにて令和5年度我孫子市景観審議会を閉会いたします。

以上